

DX コンソーシアム規約

国立研究開発法人 (以下「委託者」という。) が委託する
委託業務 (※業務名あるいは研究課題名) (以下「本委託用務」という。) を実施することを目的として組織する研究グループ (以下「本組合」という。) の構成員 (以下「組合員」という。) は、代表機関を 大学、研究管理運営機関を とし相互に連携を図り、もって当該委託業務を効率的に推進するため、本組合の規約 (以下「本規約」という。) について、互いに以下のとおり合意した。

公益財団法人 A

第1章 総則

(定義)

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 年度毎委託契約 各業務年度において委託者との間で締結する本委託業務に係る委託契約をいう。
- 二 本研究業務委託契約 本組合の存続期間中に締結されるすべての年度毎委託契約をいう。
- 三 年度毎委託業務 年度毎委託契約に基づく研究業務及びこれに付随する業務をいう。
- 四 本研究業務 本組合の存続期間中に実施されるすべての年度毎委託業務をいう。
- 五 委託業務計画書 年度毎委託契約に添付される委託業務計画書をいう。
- 六 個別業務 委託業務計画書に定める分担に従い、各組合員が予め受託、遂行を約した年度毎委託用務の一部を構成する個別の業務をいう。
- 七 委託費 年度毎委託契約に定められる、本組合が委託者から支払を受けるべき年度毎委託業務に関する委託費をいう。
- 八 研究費 委託費から各組合員の個別業務に応じて振り分けられる、個別業務の実施のための費用をいう。
- 九 委託費限度額 年度毎委託契約に予め定められる、委託費の上限額をいう。
- 十 研究費限度額 年度毎委託契約又は委託業務計画書に予め定められる、個別業務に応じて振り分けられる研究費の上限額をいう。
- 十一 委託費概算払 年度毎委託契約に従い、年度毎委託業務の終了に先立って、本組合が委託者から支払を受ける委託費の概算払をいう。
- 十二 研究費概算払 年度毎委託業務の終了に先立って、委託費概算払から各組合員の個別業務に応じて振り分けられる研究費の概算払をいう。
- 十三 業務執行組合員 本組合の業務執行者 (民法 (明治29年法律第89号) 第670条第3項に規定する業務執行者をいう。) をいう。
- 十四 特許権等 次のアからクまでに掲げる権利等をいう。
 - ア 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - イ 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
 - ウ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
 - エ 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
 - オ 品種登録を受ける地位又は育成者権
 - カ 外国におけるアからオの各号に掲げる権利に相当する権利
 - キ 著作権 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第21条及び第28条に規定するすべての権利を含む。) 及び外国におけるこれら権利に相当する権利
 - ク 業務活動に有用な技術上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法 (平成5年法律第47号) 上保護されるもの

(民法上の組合)

第2条 本組合は、民法上の組合とする。

(名称)

第12条 組合員は、その有する組合員たる権利又は地位の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供することができない。

(新たな組合員の参加)

第13条 第7条第1項の組合員となる資格を充足する機関等は、委託者が当該機関等の本研究業務への参画を認めること、及び組合員全員が当該機関等の参加に同意することを条件として、組合員となることができる。

- 2 前項の規定により組合員になろうとする機関等は、参加申込書を業務執行組合員に提出するものとする。
- 3 既存の組合員全員は、前項の規定により参加申込書の提出があった場合において、当該機関等の参加に同意するときは、組合員新規参加同意書を業務執行組合員に提出するものとする。

(組合員の脱退)

第14条 組合員は、本研究業務が終了するまでの間は本組合を脱退することができない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 組合員が第7条第2項の申告その他の事由により同条第1項の組合員たる資格を喪失したことが明らかとなった場合
- 二 破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続の開始又は特別清算の申立てがあった場合
- 三 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申請を受けた場合
- 四 支払の停止があった場合又は銀行取引停止処分を受けた場合
- 五 事業の停止又は許認可の取消を受けた場合
- 六 解散の決議をした場合
- 七 次条の規定により除名された場合

- 2 組合員は、前項各号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により個別業務を遂行することが困難となった場合において、他の組合員全員が同意したときは、本組合を脱退することができる。
- 3 業務執行組合員は、前2項の規定により組合員が脱退した場合には、当該脱退した組合員以外の組合員にその旨を通知するものとする。

(組合員の除名)

第15条 組合員は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると他の組合員全員が認めて同意した場合には、本組合から除名される。

- 一 第8条第1項に規定する労務提供による出資を誠実に履行しない場合
- 二 本研究業務その他の本組合の業務の遂行を妨げた場合
- 三 本組合の名誉をき損する行為をした場合
- 四 本研究業務委託契約又は本規約に違反する行為をした場合

- 2 業務執行組合員は、前項の場合に、当該除名される組合員及び当該他の組合員全員にその旨を通知するものとする。
- 3 組合員は、前項の規定により除名された場合において、本組合又は他の組合員に損害を被らせたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第3章 業務執行組合員

(業務執行組合員)

第16条 本組合の業務執行組合員は、XXXXXXXXXXとする。

公益財団法人A

(業務執行組合員による業務執行等)

第17条 業務執行組合員は、次の各号に掲げる事項その他本組合の業務全般（本組合の軽微な日常的に反復して行われる事務を除く。）に関し、業務を執行し、裁判上及び裁判外において本組合を代表するものとする。

- 一 委託者との本研究業務委託契約の締結、変更・更改及び終了に関する事項
- 二 会計帳簿その他会計に関する記録の作成及び保管その他本組合の会計に関する事項
- 三 本規約及び第22条各号に掲げる規程に業務執行組合員の権限及び業務として規定する事項

業務執行組合員に提出しなければならない。

- 2 業務執行組合員は、各組合員から提出を受けた個別業務実績報告書を取りまとめた上で、本組合としての委託業務実績報告書（以下「委託業務実績報告書」という。）を作成し、委託者に提出するものとする。

（研究費の額の確定）

- 第26条 業務執行組合員は、委託者より委託費の額の確定がなされたときは、各組合員の研究費の額を確定し、各組合員に通知するものとする。
- 2 前項の研究費の確定額は、個別業務に要した経費（自己資金によるものを除く。）の実支出額と研究費限度額のいずれか低い額とする。

（研究費の返還）

- 第27条 組合員は、事前に研究費概算払を受けている場合において、当該研究費概算払の額が個別業務実績報告書の精算額を超えるときは、当該超える額の研究費を業務執行組合員に返還しなければならない。
- 2 組合員は、研究費の額が確定された場合において、個別業務実績報告書の精算額が当該確定された研究費の額を超えるときは、当該超える額の研究費を業務執行組合員に返還しなければならない。

第6章 財産等の取扱い

（財産の取扱い）

- 第28条 研究費又は研究費概算払により購入し、又は取得した物品又は試作品（以下「取得財産」という。）の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合には、これらの権利を含む。）の取扱いについては、本委託契約書及び委託契約書の取扱い細部に関する事項並びに委託者が指示し、又は提示する事項等に基づき取り扱うものとする。

（特許権等の取扱い）

- 第29条 本研究業務の成果に係る特許権等は、本委託契約書及び委託契約書の取扱い細部に関する事項並びに委託者が指示し、又は提示する事項等に基づき取り扱うものとする。

（研究情報又は研究試料の取扱い）

- 第30条 組合員は、本研究業務を実施するに当たり、必要な範囲内において、他の組合員に、その保有する研究情報又は研究試料の提供を要請することができる。この場合において、その提供を受けるための手続きについては、提供する組合員の指示するところによる。
- 2 前項の規定により研究情報又は研究試料の提供を受けた組合員は、当該研究情報又は研究試料（その派生物を含む。以下この条において同じ。）を適正に管理し、本研究業務遂行の目的にのみ使用するものとする。
- 3 第1項の規定により提供された研究情報又は研究試料及び当該研究試料の派生物の所有権は提供した組合員が有し、これに関する権限は本規約により一切の制限を受けないものとする。
- 4 第1項の規定により研究情報又は研究試料の提供を受けた組合員は、不要となった研究情報又は研究試料については、提供した組合員の指示するところにより返却又は処分するものとする。
- 5 第1項の規定により研究情報又は研究試料の提供を受けた組合員は、当該提供を受けた研究情報又は研究試料の利用によって損失が生じた場合であっても、自己の責任において当該損失を処理するものとする。

第7章 損益分配

（損益分配の割合）

- 第31条 本研究業務その他の組合業務の遂行に関し、組合員のいずれかが、本組合の名において、第三者に対して、対外的に債権その他の財産権を取得し、又は債務若しくは責任を負担した場合には、各組合員は、第8条第2項に定める各組合員の出資割合に従い、当該第三者に対し、直接に当該債権その他の財産権を取得し、又は債務若しくは責任を負担するものとする。